

報告第4号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目	内 容	
発生日時・場所	令和3年1月25日 午前9時00分頃 飛騨市古川町 [REDACTED]	
事故の概要	市営住宅 [REDACTED] における屋根の融雪装置について、市が入居者への操作説明を怠り、同装置を管理する入居者が稼働させていなかったことから、積雪によって屋根にできた氷柱が落下し、同住宅駐車場に駐車してあった相手方車両の助手席側ドアミラー及び後部窓ガラスを破損させた。	
相手方	飛騨市古川町 [REDACTED] [REDACTED]	
相手方損害額	61,600円	
市の過失割合	100%	
損害賠償金	61,600円	
内 訳	保険金	61,600円
	一般財源	0円
専決年月日	令和3年5月20日 専決第10号	